

令和6年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

早瀬野ダム洪水調節機能強化検討業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

国営造成施設総合水利調整管理事業早瀬野ダム洪水調節機能強化検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、「岩木川水系治水協定」（令和2年5月29日付け締結）に基づく洪水調節機能の強化を図るため、早瀬野ダムにおける事前放流の効果検証等を行い、効率的な施設の運用方法の検討に必要な資料の整理を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする農業用ダムは、以下の通りであり、別添位置図に示すとおりである。

早瀬野ダム（青森県南津軽郡大鰐町早瀬野地内）

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

1 計画準備	1式
2 過年度の水利用状況及び事前放流等取組状況の整理	1式
3 事前放流等によるダムの洪水調節効果の検証	1式
4 降雨予測を踏まえた流入予測手法の改善方法の検討	1式
5 検証結果を踏まえた洪水調節機能強化に係るダム運用の見直し検討	1式
6 照査	1式
7 点検取りまとめ	1式

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-6条

- (1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1－7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- (2) 第三者照査の企業に要求される資格
 - 1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
 - 2) 東北農政局において、令和 5・6 年度（測量・建設コンサルタント等契約）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - 3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - 4) 共通仕様書第 1－30 条守秘義務を遵守できるものであること。
 - 5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ② 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- (3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下のものであること。
 - 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有するもの
 - 照査技術者と同等の技術者資格を有するもの
- (4) 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- (5) 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査と合わせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- (6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
特別仕様書第 4－1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- (7) 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第 1－12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

(8) 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものでない。

(履行確実性評価の達成状況確認)

第 1-7 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料を基に以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第 1-8 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-9 条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学

	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所に外向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第1-10条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは次の通りとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 事前放流等の実施に関する課題の把握時
- 3) 洪水調節機能の検討段階
- 4) ダム運用の見直し検討時
- 5) 成果品取りまとめ時
- 6) その他、照査計画作成時において、監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-11条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-12条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-13条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書等)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計ダム（平成15年4月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(対象施設)

第2-2条

本業務の対象となる施設は、次のとおりである。

(1) 早瀬野ダム主要施設諸元

型 式	中心コア型ロックフィルダム（表面遮水あり）
堤 高	56.0m
堤 長	286.0m
総貯水量	13,500 千 m^3
有効貯水量	13,000 千 m^3
常時満水位	196.00m
計画洪水位	196.00m
満水面積	75ha
直接流域	22.8 千 km^2

間接流域	-km ²
洪水吐形式	開水路方式シュート型（ゲート付）
設計洪水量	406 m ³ /s

（参考図書）

第2－3条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか、次によるものとする。

名 称	発 行	制定年月日
土地改良施設管理基準（ダム編）	社団法人農業土木学会	平成16年3月
事前放流ガイドライン	国土交通省 水管理・国土保全局	令和3年7月

（貸与資料）

第2－4条

貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
令和5年度国営造成施設総合水利調整管理事業 浪岡ダム洪水調節機能強化検討その他業務	1式
平川事業誌	1式
早瀬野ダム操作規程	1式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2－5条

第2－3条、第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項の相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」（作業実施欄）に○印で示すものとする。

作業項目表

作業項目		作業数量	備考
1	計画準備		
	1-1 現地調査	1式	
	1-2 既存資料の検討	1式	
2	過年度の水利用状況及び事前放流等取組状況の把握		
	2-1 事前放流等のためのデータ収集整理	1式	
	2-2 事前放流等の実施に関する課題の把握	1式	
3	事前放流等によるダムの洪水調節効果の検証		
	3-1 事前放流等による下流河川への影響について確認	1式	
	3-2 事前放流等による放流量・流入量・水位の比較	1式	
	3-3 ダムから放流されるピーク流量や下流河川への影響を検討	1式	
	3-4 洪水調節効果の検証	1式	
4	降雨予測を踏まえた流入予測手法の改善方法の検討		
	4-1 降雨予測と実績降雨の比較検討	1式	
	4-2 流入予測手法の改善方法の検討	1式	
5	検証結果を踏まえた洪水調節機能強化に係るダム運用の見直し検討		
	5-1 事前放流における洪水調節機能強化に係るダム運用の見直し検討	1式	
	5-2 貯水位運用における洪水調節機能強化に係るダム運用の見直し検討	1式	
6	照査	1式	
7	点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業実施の手順、方法及び作業内容の詳細について、監督職員と十分な連絡打合せを行い、作業に手戻りが生じないよう留意し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 本業務の検討に当たっては、第2-3条に示す参考図書「事前放流ガイドライン」の内容を理解した上で作業を行うものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-1条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業の着手段階

第2回 中間打合せ（事前放流等の実施に関する課題の把握段階）

第3回 中間打合せ（洪水調節機能の検討段階）

第4回 中間打合せ（ダム運用の見直し検討段階）

最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部
- (2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおり

とする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- (6) その他

第7章 定めなき事項

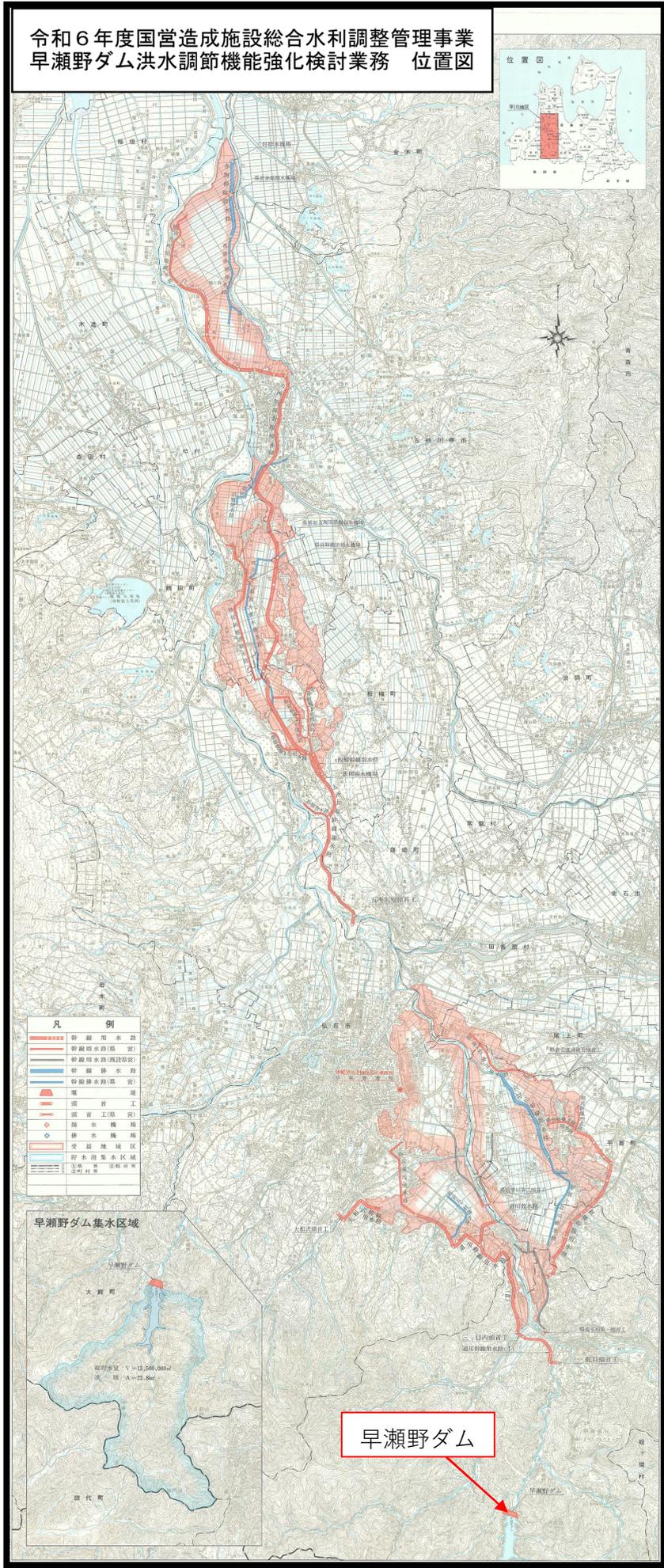
(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度国営造成施設総合水利調整管理事業
早瀬野ダム洪水調節機能強化検討業務 位置図

別添



作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 計画準備		
1-1 現地調査	早瀬野ダムの状況及び下流河川の状況について把握する。	○
1-2 既存資料の検討	早瀬野ダムの洪水調節機能検討に必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握し、作業計画を作成する。	○
2 過年度の水利用状況及び事前放流等取組状況の整理		
2-1 事前放流等のためのデータ収集整理	R2年10月～R5年12月までの降雨量、ダム流入量、ダム放流量、貯水位等のデータを収集し、R2年度業務で整理したデータと併せて整理するとともに、洪水調節可能容量の計画値と実測値を整理する。	○
2-2 事前放流等の実施に関する課題の把握	事前放流等の実施にあたり、①人員・体制、②操作方法、③気象情報の収集、④流入量の予測、⑤確保容量の算定、⑥警報活動、⑦情報共有についての課題を、管理者等から聞き取り整理する。	○
3 事前放流等によるダムの洪水調節効果の検証		
3-1 事前放流等による下流河川への影響について確認	実績降雨により①事前放流等を実施した場合、②事前放流等をしなかった場合、③洪水調節機能の強化可能性容量を考慮して事前放流等を実施した場合の下流河川への影響等を実績水位やシミュレーションで確認する。	○
3-2 事前放流等による放流量・流入量・水位の比較	実績降雨により①事前放流等を実施した場合、②事前放流等をしなかった場合、③洪水調節機能の強化可能性容量を考慮して事前放流等を実施した場合の放流量、流入量、水位を時系列に比較する。	○
3-3 ダムから放流されるピーク流量や下流河川への影響を検討	降雨確率や降雨波形等の違いによる流入量の検討を行い、ダムから放流されるピーク流量や下流河川への影響についてシミュレーションを行う。	○
3-4 洪水調節効果の検証	上記、3-1～3-3の結果から洪水調節効果の検証を行う。	○
4 降雨予測を踏まえた流入予測手法の改善方法の検討		
4-1 降雨予測と実績降雨の比較検討	降雨予測と実績降雨の精度の検証を行うため、国土交通省のシステムから示される降雨予測と実績降雨の比較検討を行う。	○
4-2 流入予測手法の改善方法の検討	流入予測手法の改善方法を検討するため、現在設定されている流出係数で計算された流入量と実績流入量を比較する。また、流入量が乖離している場合は、流出係数の再検討を行う。（参考として、設定手法例を下記に示す） さらに、再検討した流出係数を用いて算定された流入量が、実績流入量と比較し、妥当性の検証を行う。	○

5 検証結果を踏まえた洪水調節機能強化に係るダム運用の見直し検討		
5-1 事前放流における洪水調節機能強化に係るダム運用の見直し検討	上記3、4及び令和5年度に実施した浪岡ダム洪水調節機能強化検討その他業務の検証・検討結果を踏まえ、各ダムの洪水調節機能強化に係るダム運用の見直しを行うため、事前放流量及び洪水調節可能容量の見直し、効率的かつ安全に所定の放流を行うための放流方法、設備改良等の必要性の検討を行う。	○
5-2 貯水位運用における洪水調節機能強化に係るダム運用の見直し検討	上記3、4及び令和5年度に実施した浪岡ダム洪水調節機能強化検討その他業務の検証・検討結果を踏まえ、各ダムの洪水調節機能強化に係るダム運用の見直しを行うため、貯水位運用の水位及び期間の見直しの検討を行う。	○
6 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7 点検取りまとめ	各作業項目の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

参考

